



2021年2月10日

各位

会社名	株式会社ADワークスグループ
代表者名	代表取締役社長 CEO 田中 秀夫 (コード番号：2982 東証第一部)
問合せ先	常務取締役 CFO 細谷 佳津年
電話番号	03-5251-7641

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、2021年3月26日開催予定の第1期定時株主総会に、定款の一部変更に係る議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社グループにおける今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条の事業目的の追加を行うものであります。
- ① REIT（不動産投資信託）事業への参入を見据え、当該事業に関連する事業を追加する。
 - ② クラウドファンディング事業を推進していくことを明確にするため、当該事業を追加する。
 - ③ コーポレート・ベンチャー・キャピタル事業へ進出することを明確にするため、当該事業を追加する。
- (2) 株主の皆様の利便性を高めることを目的として会社法第194条に定める単元未満株式の買増制度を導入するとともに、単元未満株式についての権利を明確にするため、定款第8条及び第9条を新設し、次条以下の条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>(1) ~ (13) <条文省略> <新 設></p> <p><新 設></p> <p>(14) ~ (18) <条文省略> <新 設></p> <p>(19) ~ (29) <条文省略></p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>(1) ~ (13) <現行どおり></p> <p><u>(14) 特定目的会社、特別目的会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社）及び不動産投資信託に対する出資並びに出資持分の売買、仲介及び管理</u></p> <p><u>(15) クラウドファンディング事業</u></p> <p>(16) ~ (20) <現行どおり></p> <p><u>(21) コーポレート・ベンチャー・キャピタル事業</u></p> <p>(22) ~ (32) <現行どおり></p>

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>2. 当社は、前項各号に掲げる事業を営むことができる。</p> <p>第3条～第7条<条文省略></p> <p><新 設></p> <p><新 設></p> <p>第8条～第39条<条文省略></p>	<p>2. 当社は、前項各号に掲げる事業を営むことができる。</p> <p>第3条～第7条<現行どおり></p> <p>(<u>单元未満株式についての権利</u>)</p> <p><u>第8条</u> 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(4) <u>次条に定める請求をする権利</u></p> <p>(<u>单元未満株式の買増し</u>)</p> <p><u>第9条</u> 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>第10条～第41条<現行どおり></p>

3. 日程 (予定)

定款変更のための定時株主総会：2021年3月26日(金)

定款変更の効力発生日：2021年3月26日(金)

以 上